

岩倉市商業団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業及びサービス業の振興を図るため、中小商業者等で組織する団体（以下「商業団体等」という。）が行う公共性の強い商店街環境整備等の共同施設の設置等及び販売促進等の共同事業の実施に要する経費並びに空き店舗活用事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる団体)

第2条 商業及びサービス業を営む中小企業者が主たる構成員であって、法人格を有する団体及びその他業界の指導的立場にあつて市長が適当と認める団体とする。

2 前項の団体は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 代表者及び役員の設定のあること。
- (3) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (4) 収支の経理が明確にされていること。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業は、当該年度に行われる事業であつて、次に掲げるものとする。

(1) 共同施設

街路灯等（木柱のものは除く。）の新築、改築及び撤去に要する経費

(2) 共同事業

共同宣伝事業のうち装飾費に要する経費その他市長が適当と認める事業に要する経費

(3) 空き店舗活用事業

コミュニティホール等に活用する空き店舗活用事業及び不足業種等誘致のためのチャレンジマート事業に係る賃貸料及び改装費に要する経費（土地購入費を除く。）とする。ただし、補助対象となる期間は、1店舗につき、空き店舗活用事業の場合は5年以内、チャレンジマート事業の場合は1年以内とする。

2 前項に掲げる共同施設及び共同事業のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定にかかわらず、補助の対象としない。

- (1) 一部少数団体員の利益になるもの
- (2) 道路法、建築基準法その他関係法令に抵触するもの
- (3) 当該年度中、いかなる名目によるかを問わず、他に本市の補助対象となっている共同施設及び共同事業

(補助率)

第4条 前条の事業に要する経費に対する補助率は、共同施設の新築、改築及び撤去にあつては市長が適当と認める経費の40パーセント以内、共同事業にあつては市長が適当と認める経費の20パーセント以内、空き店舗活用事業にあつては、改装

費については対象経費の20パーセント以内、賃貸料については対象経費の3分の1以内とし、市の予算範囲とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 共同施設、共同事業及び空き店舗活用事業の補助金の交付を申請しようとする団体は、岩倉市商業団体等事業費補助金交付申請書(様式第1)に関係書類を添えて、毎年6月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた団体(以下「補助事業者」という。)が、当該通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定の通知の日から20日以内に申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該補助金の交付決定は、なかったものとする。

(補助事業内容の変更及び廃止)

第8条 補助事業者が当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ岩倉市商業団体等補助事業計画変更承認申請書(様式第2)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、一事業に対し10万円未満の事業内容の変更については、この限りでない。

2 補助事業者が当該補助事業を廃止しようとするときは、補助金の交付決定の日から30日以内に岩倉市商業団体等補助事業廃止承認申請書(様式第3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の完了期限)

第9条 補助事業者は、毎年3月31日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情により期限内に補助事業が完了できないと認められるときは、直ちに岩倉市商業団体等補助事業完了遅延報告書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出及び補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岩倉市商業団体等補助事業実績報告書(様式第5)と請求書(様式第6)に補助金交付決定通知書の写し(代表者原本証明のもの)を添えて、事業完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付

決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は補助金交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、補助金を交付した後、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係書類を整理して、5年間保存しなければならない。

(共同施設の保存)

第15条 補助事業者は、市長の承認を受けなければ、補助の対象となった共同施設を補助目的以外に使用し、譲渡し、取り壊し、又は担保に供してはならない、ただし、補助金交付から5年が経過した場合は、この限りでない。

(報告等)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

2 改正前の要綱の規定に基づいてなされた申請等については、改正後の要綱の規定による申請等とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

2 改正前の要綱の規定に基づいてなされた申請等については、改正後の要綱の規定による申請等とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

岩倉市商業団体等事業費補助金交付申請書

別紙事業を実施するにあたり、岩倉市商業団体等事業費補助金の交付を受けたいので、要綱第5条により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 団体の概要
- 4 役員名簿（役員の職氏名、住所、屋号及び電話番号を記入したもの）
- 5 登記簿謄本及び定款又はこれに準ずる規約、会則等。ただし、前年度から継続して申請を行っている団体にあつては、内容に変更がない場合に限り、登記簿謄本及び定款又はこれに準ずる規約、会則等を省略することができる。なお、省略する場合には前回提出年度を明示すること。

	登記簿謄本	定 款 等
前回提出年度	年度	年度

- 6 当該事業の実施について議決した総会又は総代会の議事録（写）
- 7 施設にあつては契約書（写）又は見積書（写）、仕様書及びその図面又はカタログ並びに配置図。ただし、見積書は2社以上の合見積とする。
- 8 ア 建物及びアーケード、広告塔、アーチ（4mを超えるもの）等にあつては、その建築確認通知書（写）

- イ 街路灯、アーチ及びアーケード等については道路占用許可証（写）
 - ウ 私有地を利用する場合は、地主承諾書（写）、借家を利用する場合は家主承諾書（写）
 - エ 共同施設の改造にあつては、その改造前の写真
- 9 前各号の（写）には、全て代表者の原本証明をすること。

補 助 事 業 計 画 書

施設及び事業名	実施予定年月日	実施の具体的内容	備 考
(共同施設) 1 2 3			
(共同事業) 1 2 3			
(空き店舗活用事業) 1 2 3			

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
計		

支出の部

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
1 施設又は事業名 (1) (2) (3)		
2 施設又は事業名 (1) (2) (3)		
計		

団 体 の 概 要

1. 設立年月日 年 月 日
2. 団体の地区
3. 団体員の数 名（商業 名、サービス業 名、その他 名）
4. 現有施設 次表のとおり

施 設 名	構 造 ・ 形 式	数 量	設 置 年 月 日	過 去 に お け る 貸 付 金 又 は 補 助 金 額	備 考

記載上の注意

申請時の状況について記入のこと。

様式第2（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

岩倉市商業団体等補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度岩倉市商業団体等補助事業を下記のとおり変更したいので、要綱第8条第1項により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 円
2 変更しようとする施設又は事業名

施設又は事業の名称	数量	単価	金額	備考
		円	円	
計				

- 3 変更の理由（具体的に記入のこと）

添付書類

- 1 計画変更に伴う事業計画書
- 2 計画変更に伴う収支予算書
- 3 当該事業の変更について議決した総会又は総代会の議事録（写）
- 4 施設の計画変更の場合は、見積書（写）、仕様書及び図面、又はカタログ並びに配置図を添付のこと。
- 5 建物、アーチ、アーケード及び街路灯にあつては、それぞれ建築確認通知書（写）、道路占用許可書（写）、私有地にあつては地主承諾書（写）等を添付のこと。
- 6 全各号の（写）には、全て代表者原本証明をすること。

計画変更に伴う事業計画書

区 分	当 初 計 画	計 画 変 更
1 施設名又は事業の名称		
2 施設名又は事業の名称		

計画変更に伴う収支予算書

収入の部

区 分	当初計画	計 画 変 更	
	予算額 (旧)	予算額 (新)	積算の基礎
	円	円	
計			

支出の部

区 分	当初計画	計 画 変 更	
	予算額 (旧)	予算額 (新)	積算の基礎
1 施設名又は事業名	円	円	
2 施設名又は事業名			
計			

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

岩倉市商業団体等補助事業廃止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました岩倉市商業団体等補助事業を下記により廃止したいので、要綱第8条第2項により申請します。

記

- 1 廃止しようとする施設名又は事業名
- 2 廃止する理由
- 3 その他必要な事項

様式第4（第9条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

岩倉市商業団体等補助事業完了遅延報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました岩倉市商業団体等補助事業の実施時期が、下記のとおり遅延しますので、要綱第9条により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 遅延する理由
- 3 遅延後の実施予定時期

着工（又は開始）

年 月 日

完了

年 月 日

様式第5（第10条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

岩倉市商業団体等補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました岩倉市商業団体等補助事業を完了したので要綱第10条により関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額 金 円

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 補助対象となった経費の支払領収書（写）（代表者原本証明のもの）
- 4 共同施設事業及び空き店舗活用事業にあつては、契約書（写）及び設置後の写真

補助事業実績書

区 分	説 明
1 施設又は事業名	
2 施設又は事業名	

収 支 決 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	説明及び積算の基礎
(収支予算書の収入科目と同一に記入すること)	円	円	
計			

支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	説明及び積算の基礎
(収支予算書の収入科目と同一に記入すること)	円	円	
計			

様式第6（第10条関係）

請 求 書

金	円
---	---

ただし、岩倉市商業団体等事業費補助金

上記金額をお渡しください。

年 月 日

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

岩倉市長 殿

（注） 交付決定通知書の写（代表者原本証明）を添付すること。